

令和6年度

なると定住促進住宅取得補助金

募集要項

子育て世帯支援

移住促進

経済活性化

子育てサポート
& 高齢者見守り



最大 **100万円**
移住・定住をサポート

【申請期間】 令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

【問い合わせ】 鳴門市 企画総務部 戦略企画課

■電話：088-684-1120

■E-mail：kikaku@city.naruto.i-tokushima.jp

※受付時間は平日午前8時30分～午後5時15分になります。

(1) 補助金の内容

対象要件

(対象住宅)

令和6年4月1日以降に所有権の保存または移転の登記がされた住宅

- 鳴門市内に建築された住宅である
- 居住用面積が50平方メートル以上ある
- 相続、贈与などにより対価を伴わず取得した住宅ではない
- 公共工事などに伴う移転補償により取得した住宅ではない
- 補助金の対象者の3親等以内の親族から取得した住宅ではない
- 店舗等との併用住宅の場合、全体の床面積の2分の1以上が居住用面積である

(対象者)

本市内で対象住宅を取得する以下のすべてを満たす方

- 対象住宅の工事請負契約または売買契約の時点で、対象者自身または配偶者（パートナーを含む）のいずれかが39歳以下である
- 本市に10年以上居住する意思を持っている
- 対象住宅の取得に係る契約者と同一である
- 対象住宅において本市の住民票に記載されている（記載のない方は加算の対象外です）
- 対象住宅の所有権を2分の1以上所有している
- 対象者の世帯が市税を滞納していない
- 暴力団員や暴力団員と密接な関係のある者ではない
- 対象者自身または配偶者（パートナーを含む）が過去にこの補助金を受けていない

注目 中古住宅を対象住宅とするときは、以下についても確認してください

- 昭和56年6月1日以降に建築された住宅である
※ 新耐震基準が適用された住宅を対象とするためです
- 住宅の購入費用が100万円以上である（消費税および地方消費税を除きます）
※ 不可分の場合除き、土地代金などの住宅に直接関係しない費用は対象外となります

対象経費

住宅の建築に係る経費 または 購入費用

※ 土地の取得費用や造成工費用、外構工事費用、車庫等の設置費用など、住宅に直接関係しない費用は除きます

取得する住宅が店舗等との併用住宅の場合

⇒ 全体の床面積に対する居住用面積の割合を取得費用に乗じた額を対象とします

※ 1,000円未満の端数は切り捨てになります

補助金額

基本額と加算額の合計で最大100万円まで

※ 対象経費が補助金額を下回る場合は、対象経費相当額を補助します

[基本額]

基本要件	補助金額
①新築住宅を建設または購入／中古住宅を購入	30万円

[加算額]

加算要件	補助金額
②満15歳以下（中学生以下）の子1人につき	+10万円
③市内業者で住宅を建設又は購入	+20万円
④住宅の建設または購入をきっかけとして転入	+20万円
⑤親世帯または祖父母世帯と直線距離で2km以内の近居	+10万円
⑥親世帯または祖父母世帯と同居	+20万円
⑦居住誘導区域に立地	+10万円

(1) 市内業者

建設業者や宅地建物取引業者のうち、法人は本店が、個人事業主は主たる事務所が鳴門市内にある事業者をいいます。設計依頼のみを行った場合などは含みません。

(2) 転入加算について

工事請負契約（売買契約）の締結日以降に転入した方で、転入日から起算して過去3年間、本市の住民基本台帳に登録されたことが無い方を加算対象とします。

(3) 親世帯・祖父母世帯について

近隣の市区町村にお住いの親世帯・祖父母世帯と近居の場合も加算対象になります。ただし、近居または同居の要件で加算対象にできるのは、親世帯または祖父母世帯のいずれか1方のみです。

例) 3世帯で同居する場合⇒加算額（20万円）を2重に受けることはできません。

(2) 新築住宅を建築する方

建設工事
請負契約
の締結

建築確認申請
建築確認済証の交付
または工事届の届出

着工

補助金
対象住宅
認定申請

対象住宅
認定

工事完了

完了検査済証
の交付

保存登記・移転登記
住民票の異動
住宅への居住

補助金の
交付申請

交付決定

補助金の
請求

補助金の
交付

対象住宅の認定

新築住宅を建築する場合は、あらかじめ補助金の対象住宅認定を受ける必要があります

▶ 認定の手続き

なると定住促進住宅取得補助金対象住宅認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、戦略企画課に提出してください

- 申請者の身分証明書
- 工事請負契約書の写し
- 居住用面積が明らかになる図面および計算書
- 建築確認済証の写し

▶▶ 詳しくは5ページ目「**2. 対象住宅の認定**」をご確認ください

※ 対象住宅認定は補助金の交付をお約束するものではありません

補助金の交付申請

対象住宅の引き渡し完了後、補助金の交付申請をしてください

▶ 交付申請の手続き

なると定住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第4号）に必要書類を添付して、戦略企画課に提出してください

(必要書類)

- 誓約書（様式第5号）
- 住宅の登記事項証明書
- 住宅取得費用の支払いを証明する書類（領収書など）
- 住民票謄本（本籍地・続柄あり、マイナンバーなし）
- 戸籍謄本またはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の写し
- 世帯の完納証明書など市税の納税が確認できる書類
- 建築完了検査済証の写し
- なると定住促進住宅取得補助金対象住宅認定通知書の写し

(該当者のみ)

- 親世帯の住民票（親世帯と同居・同居加算の方のみ）
- 親世帯の戸籍謄本および祖父母世帯の住民票（祖父母世帯と同居・同居加算の方のみ）
- 居住用面積が明らかになる書類（変更がある場合）

▶▶ 申請全体の流れは5ページ目をご参照ください

(3) 新築住宅 または 中古住宅を購入する方

住宅を購入する方は、**対象住宅の認定申請は不要**です。
住宅を取得した時点で交付申請にお進みください。

売買契約
締結

保存登記・移転登記
住民票の異動
住宅への居住

補助金の
交付申請

交付決定

補助金の
請求

補助金の
交付

補助金の交付申請

対象住宅の引き渡し完了後、補助金の交付申請をしてください

▶交付申請の手続き

なると定住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第4号）に必要書類を添付して、戦略企画課に提出してください

（必要書類）

- 誓約書（様式第5号）
- 住宅の登記事項証明書
- 住宅取得費用の支払いを証明する書類（領収書など）
- 住民票謄本（本籍地・続柄あり、マイナンバーなし）
- 戸籍謄本またはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の写し
- 世帯の完納証明書など市税の納税が確認できる書類
- 住宅の売買契約書の写し
- 居住用面積が明らかになる図面及び計算書

（該当者のみ）

- 親世帯の住民票（親世帯と近居・同居加算の方のみ）
- 親世帯の戸籍謄本および祖父母世帯の住民票（祖父母世帯と近居・同居加算の方のみ）

▶▶申請全体の流れは5ページ目をご参照ください

(4) Q & A

Q 1. 新築住宅と中古住宅の違いはなんですか。

A 1. 完成から1年を経過しておらず、過去に誰も居住したことがない住宅を新築住宅としています。完成から1年を過ぎた住宅または、過去に誰かが居住したことがある住宅は中古住宅として取り扱います。

Q 2. 両親と同じ敷地内に住宅を建築する予定ですが加算を受けられますか。

A 2. 同一敷地内に別の住宅を建築される場合は「親世帯と近居」の加算を受けることができます。祖父母の場合も同じ考え方になります。

Q 3. 建築中の住宅の完成予定が令和7年4月以降になるときは対象ですか。

A 3. 住宅が完成し、引き渡された年度の補助金対象住宅になります。ただし、新築住宅を建築する際の「対象住宅認定申請」に関しては、対象年度を問わず、申請できる状態になった時点で認定を受けていただく必要があります。

(5) 申請の流れ

1. 対象要件を確認

□対象要件（1ページ目を参照）に該当することを確認してください

2. 対象住宅の認定

新築住宅を建築する方のみ、必要な手続きです

なると定住促進住宅取得補助金対象住宅認定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、戦略企画課に提出してください

★必要書類は**3ページ目**をご参照ください

▶審査後、認定された方には市役所から次の書類をお届けします

①なると定住促進住宅取得補助金対象住宅認定通知書（様式第2号）

②なると定住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第4号）

※①の認定通知書は補助金の交付申請の際に必要なため大切に保管してください

※②の交付申請書は市公式ウェブサイトからも取得いただけます

3. 補助金の交付申請

住宅が完成したら……

なると定住促進住宅取得補助金交付申請書（様式第4号）に必要書類を添付して、戦略企画課に提出してください

★必要書類 住宅を**建築**する方：**3ページ目**をご参照ください
住宅を**購入**する方：**4ページ目**をご参照ください

▶▶**提出締切：令和7年3月31日（月）まで**

4. 補助金の交付決定

交付申請の審査を行い、補助金の交付が決定した方には市役所から次の書類をお届けします

①なると定住促進住宅取得補助金交付決定通知書（様式第6号）

②なると定住促進住宅取得補助金請求書（様式第8号）

5. 補助金の請求

請求書に必要事項を記入して提出してください